

# 刑事施設におけるプラグマティズム

——再犯防止のための矯正処遇と受刑者支援——

青柳 尚志

- 1 はじめに
- 2 矯正処遇
- 3 釈放に向けた受刑者支援
- 4 まとめと展望

## 1 はじめに

平成 17 年、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立し、平成 19 年、未決拘禁者に関する部分も改められ、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」という。）が施行され、ついに明治 41 年制定の監獄法は改正された。これにより、受刑者に対する現代的な処遇が実施可能となった<sup>1)</sup>。改正課程で求められた施行後 5 年以内の検討<sup>2)</sup>は省令改正のみにとどまり、同法は順調に運用されているといえる<sup>3)</sup>。

平成 19 年版犯罪白書は、約 30%の再犯者により約 60%の犯罪が行われていること、初入者よりも再入者の方が無職者の占める比率が高く、中でも、窃盗の再入者はその比率が 8 割強と特に高いこと、再犯者の特徴は罪名、年齢、

- 
- 1) 法律のひろば 58 卷 8 号 (2005) 特集「受刑者処遇の新しい展開」各記事を参照のこと。
  - 2) 衆議院により、施行日から 5 年以内はこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとの修正が、附則 41 条として加えられていた。
  - 3) 本庄武「行刑改革 15 年の成果と今後の課題」刑政 130 卷 1 号 (2019) 48 頁。

個々の特性等によって様々であり、これに対する有効な対策はこれらの特質に応じて、重点的・集中的に行わなければならないこと、などを明らかとした<sup>4)</sup>。

この明らかになったことなどを背景に、平成 24 年、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、刑事施設から出所後 2 年間に再入所した者の割合、「2 年以内再入率」を当時の過去 5 年の平均値 20% から、平成 33 年までに 20% 以上減少させることが、政府目標となった<sup>5)</sup>。

この目標達成のため、刑事施設においては、矯正処遇と釈放に向けた受刑者支援をより充実させている。本稿では、その施策を紹介しつつ、刑事施設としての再犯防止対策の今後の方向性について、検討してみたい。

なお、本稿における見解は、すべて私見である。

## 2 矯正処遇

### (1) 矯正処遇を巡る考え方

#### ア 監獄法と改善思想

監獄法は、我が国の監獄行政が倣っていたドイツ監獄学の影響を強く受け、厳正な規律を求める一方で、自由刑の執行に教育、改善等を盛り込むという思潮を取り込んでいなかったため、受刑者の処遇の原則を定めた規定は設けられることはなく、現在矯正処遇として行っているもののうち作業に関する規定のみが設けられていた<sup>6)</sup>。この点から、監獄法は教育、改善に無関心であったのかというと、必ずしもそうとは言えないようである。

ヨーロッパやドイツでは、ペンシルバニア制が主流であり、その影響を受けた監獄法は規律中心の監獄管理を重視した立法であったが、起草者には、厳格

---

4) 平成 19 年版犯罪白書 (2008) 209 頁以下。

5) 首相官邸のホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/>

6) 小河滋次郎『監獄法講義』(1967) 44 頁は、受刑者に対する処遇の根本原則の規定を設けなかったのは監獄法の欠点であるとする。なお、懲役刑において義務として作業を課すことを定めているのは、監獄法と同時期に成立した現行刑法である。

な規律の下で受刑者に法律的秩序を内面化させるという考えがあった<sup>7)</sup>。我が国の監獄行政に多大な影響を与えたゼーバッハ<sup>8)</sup>、その影響を受けた起草者小河博士は、ともにこの考えに立脚していた<sup>9)</sup>。監獄法は規律重視ではありながら、教育、改善にも関心を払っていたのである<sup>10)</sup>。しかし、当時から、一般にはそのように理解されなかった<sup>11)</sup>。

### イ 行刑累進処遇令の施行

昭和 8 年、行刑累進処遇令が施行され、累進処遇が行われることになった。これは実質的には監獄法を改正するもの<sup>12)</sup>で、その制度の目的は受刑者の改善更生にあり、これにより教育、改善を目的とした懲役刑の執行が可能となったと理解されている<sup>13)</sup>。また、自ら主体的に更生しようとする受刑者像がこの考え方の背後にはあった<sup>14)</sup>。

累進処遇とは、受刑者の処遇内容に数個の段階を設け、各段階ごとにそれぞれ異なる優遇と責任を付与し、受刑者の努力と成績に応じて、これを順次上位の段階に引き上げていく制度であり、本令により、第 1 級から第 4 級まで 4 段

7) 小澤政治『行刑の近代化』(2014) 251 頁以下。また、小川太郎「行刑—今昔」ジュリスト 712 号 (1980) 116 頁。

8) 「東京諸監獄巡回復命書 (明治 2 3 年)」『近代監獄制度の指導者クルト・フォン・ゼーバッハ』(1985) 358 頁以下。

9) 小河・前掲 (注 6) 135 頁及び 560 頁。

10) 小野清一郎＝朝倉京一『改訂監獄法』(1970) 132 頁以下、小澤・前掲 (注 7) 289 頁以下。

11) 前野育三『刑事政策と治安政策』(1979) 94 頁。また、吉永豊文「矯正処遇」森下忠他編『日本行刑の展開』(1993) 77 頁以下も同旨。

12) 朝倉京一『矯正法講話』(1963)76 頁。小野他・前掲(注 10)486 頁。

13) 小川太郎『刑事政策の推移と問題』(1970) 69 頁、また、同・前掲(注 7)118 頁。吉永豊文「行刑理念」倉見慶記他編『矯正協会百周年記念論文集第 2 巻』(1988) 110 頁以下は、本令と仮釈放審査規程 (昭和 6 年司法省訓令) 及び少年行刑教育令 (昭和 8 年司法省訓令) の実現が受刑者に対する改善主義を前面に打ち出し、管理主義的な監獄法を実質的に変更する役割を果たすことになったとする。

14) 正木亮『行刑累進処遇令釈義』(1934) 12 頁、同『監獄法概論 (新訂増補)』(1934) 76 頁。稲田俊秀『改訂増補版行刑法教室』(1972) 71 頁以下。また、小野＝朝倉・前掲 (注 10)488 頁以下。

階に階級が区分され、作業の勉否及びその成績、操行の良否、責任観念及び意志の強弱等を考慮して、点数が与えられ、累積的に各階級に必要な点数を得たときは、その点数に応じて第3級から第1級までのより上位の階級に編入され、その階級に応じて、信書の発信及び面会の回数が増えるなど外部交通の制限の緩和、集会への参加等生活及び行動に関する自主的決定機会の増大、作業賞与金の使用制限の緩和及び自己用途物品の許可範囲の増大、夜間単独室への収容、開放処遇の実施、居室及び備品等の日常生活便宜の付与の増大等が特典として与えられる、とされていた。また、仮釈放は原則として第1級の段階で行うものとしていた。なお、階級の審査については、昭和19年、点数制から職員の評価に基づく考査制に改正されている。

戦後、受刑者の生活水準を全体的に向上させる施策がとられたこと、新たな処遇方針に沿った処遇を行うため、本令の定める取扱いに関して、多くの例外が認められるようになったこと及び仮釈放の審査において階級が考慮されなくなったことから、累進処遇制度は本来の趣旨を完全に失ってしまった。そもそも、この制度に対しては、刑事施設の職員に従順な受刑者を生み出すだけで改善更生には役立たないという批判がかねてからあり<sup>15)</sup>、また、制定後の行動科学の進化から受け入れることが難しく、実務上も批判されていた<sup>16)</sup>。監獄法改正に当っては、改正すべき点の1つに挙げられていた<sup>17)</sup>。

#### ウ 刑事施設法案と矯正処遇

監獄法は、現行憲法制定により、教誨の規定の事実上の死文化などの影響を受けたものの、昭和21年1月4日付け司法次官通牒「監獄法運用ノ基本方針二関スル件」に基づき、受刑者の矯正及び社会復帰を目標とした処遇を行い得るように運用され、動きはあったものの結果的に改正されずに来た。昭和41年

---

15) 平野龍一『矯正保護法』(1963) 71頁。

16) 稲川正浩「受刑者の処遇」倉見慶記他編『矯正協会百周年記念論文集第3巻』(1990) 232頁以下は、累進処遇の秩序維持機能を認めながらも、実務上、合理化できないとする。また、川原富良「分類処遇と段階処遇」森下忠他編『日本行刑の展開』(1993) 84頁以下、法務省矯正研修所編『研修教材行刑法(改訂版)』(1997) 54頁。

17) 『行刑改革会議提言』(2003) 14頁以下。法務省HPに掲載されている。

には、監獄法施行規則改正により、運用が大幅に改善されていた。

昭和 51 年、法制審議会に監獄法の改正が諮問され、昭和 55 年 11 月、「監獄法改正の骨子となる要綱」が答申され、これをもとに法務省では、監獄法を改正するための「刑事施設法案」を作成した。同法案では、受刑者の処遇の原則を定めるとともに、矯正処遇として、作業、教科指導、治療の処遇又は生活指導を行うなどの規定を設けていた。

法務省は、昭和 57 年 4 月、昭和 62 年 4 月、平成 3 年 4 月の 3 回、同法案を国会へ上程したが、ついに成立することはなかった<sup>18)</sup>。

## エ 行刑改革会議提言と刑事収容施設法

平成 14 年から翌 15 年にかけて、名古屋刑務所における受刑者死傷事案が明らかとなったことを契機に、平成 15 年 3 月、行刑改革に関する検討を行うことを目的に、法務大臣が委嘱した民間有識者から成る「行刑改革会議」が立ち上げられ、同会議は同年 12 月、『行刑改革会議提言』を法務大臣に提出した。

提言において、特に矯正処遇に関しては、受刑者の改善更生及び社会復帰の促進という行刑目的を達成するため、できる限り個々の受刑者の特性に応じた適切な処遇をすることが望ましいことから、受刑者の特性に応じた実効的な処遇を行うための分類を行うべきこと、一律に 1 日 8 時間の刑務作業時間を確保しようとする硬直的な処遇の在り方を根本的に見直し、必要な者には刑務作業以外の処遇や治療を行うため作業時間を短縮すること、社会に貢献していることを受刑者が実感できる作業を行い、より多くの受刑者が職業訓練を受けることができるように努めるなど、刑務作業の在り方を見直すべきであること、累進処遇制度は廃止し、真に受刑者の改善更生の意欲を喚起することが可能とな

---

18) 平成 5 年 6 月、衆議院解散により廃案となった。成立しなかった原因の 1 つは代用監獄継続への批判であるが、当時は検挙率が高いなど治安に対する不安がなく、社会の関心が向かなかったことも一因であろう。平成 2 年以降、法務省矯正局では、「行刑運営改善」として、刑事施設法案成立までの間、施設運営及び被収容者処遇の在り方のうち、監獄法下においてもその内容が実現可能なものについて、訓令等を整備することにより改善していた(法務省矯正局『日本の行刑』(2002) 37 頁。また、平成 8 年版犯罪白書 162 頁以下、岩崎四郎「刑事施設法案と運営改善」刑政 103 卷 4 号 (1992) 15 頁)。

る報奨制度を設けるべきであること、薬物依存者について、刑事政策的観点から処遇の在り方を検討すべきであること、などが提言された<sup>19)</sup>。

これを受けて立法化されたものが刑事収容施設法であり、矯正処遇に関する規定が設けられた。ただ、そこで規定された内容は、治療的処遇を除き、優遇措置が追加されてはいるが、刑事施設法案と大きくは変わっていないのである。

### オ 矯正処遇実施への批判

受刑者に対する懲役刑、禁錮刑の執行において、矯正処遇を行うことに対しては、いわゆる自由刑純化論の立場から、反対がある。

自由刑純化論はフロイデンタールによって提唱されたが、現在における主張<sup>20)</sup>の骨子は、自由刑は拘禁のみをその内容とし、国家による処遇の強制は原則として許されない、処遇を全くしてはならないわけではないが、それは国からの社会復帰のための援助の提供であり、それを受けるかどうかは受刑者の自由である、受刑者には、刑務所内での行動の自由と意思決定の自由を認め、生活様式もできる限り外界と同じにすべきである、刑務作業は刑罰とは切り離れた自由労働であり、それに見合う賃金を与えるべきである、というものである<sup>21)</sup>。また、刑法に規定のない改善指導、教科指導について、受刑者に義務づけることができないとする主張もある<sup>22)</sup>。

フロイデンタールは、17～18 世紀における刑務所拘禁が非衛生かつ劣悪な衣食住の条件、苛酷な労働等によってしばしば受刑者の疾病や身体損傷、時には死亡を招来し、同時に、家族を経済的困窮に陥れていたことから、こ

---

19) 『行刑改革会議提言』・前掲(注 17)10 頁以下。

20) 吉岡一男「監獄法改正と処遇理念」法学論叢 95 巻 5 号 (1974) 14 頁以下、福田雅章「受刑者の法的地位と『要綱案』」ジュリスト 712 号 (1980) 40 頁以下、土井政和「『刑事施設及び受刑者処遇等に関する法律案』について」法律時報 77 巻 5 号 (2005) 2 頁、同「社会復帰のための処遇」菊田幸一＝海渡雄一編『刑務所改革—刑務所システム再構築への指針—』(2007) 75 頁以下、松宮孝明「『自由刑の単一化』と刑罰目的・行刑目的」法律時報 89 巻 4 号 (2017) 79 頁以下。

21) 川出敏裕＝金光旭『刑事政策 [第 2 版]』(2018) 172 頁。

22) 石塚伸一「戦後監獄法改正史と被収容者処遇法」法律時報 80 巻 9 号 (2008) 55 頁。

のように悲惨な刑務所の状況を克服するために、法治国理念にもとづく自由刑の純化を主張したのであり<sup>23)</sup>、社会復帰のための処遇を否定する理論ではない<sup>24)</sup>。

刑事収容施設法に基づく矯正処遇の実施は、懲役・禁錮刑の目的に沿った、その執行方法の一内容として位置づけられるのである<sup>25)</sup>。

## (2) 刑務作業

### ア 刑務作業

刑務作業は刑法 12 条 2 項に定められた懲役受刑者の義務であるが、刑事収容施設法は、懲役受刑者の作業 (92 条)、禁錮受刑者の作業 (93 条) について、矯正処遇として行われるとし (84 条 1 項)、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする (94 条 1 項)。

刑務作業には、例えば、受刑者の食事の炊事、衣類の洗濯、構内の清掃及び建物の修繕等刑事施設の運営のために受刑者の労力を使用する自営作業と、物品の製作、民間企業等と刑務所が契約し請け負った業務を行う生産作業<sup>26)</sup>、並びに、例えば、通学路の除雪のように、刑務所としては無償で、受刑者に対しては作業報奨金を支給して、労務を提供し、社会的に意義のある業務を受刑者に行わせ、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認めるものである社会

---

23) 正木亮『新監獄学』(1941)134 頁以下、森下忠『刑事政策入門』(1987) 140 頁以下、大谷實『新版刑事政策講義』(2009) 214 頁。

24) 吉田敏雄「自由刑の諸問題」加藤久雄＝瀬川晃『刑事政策』(1998) 64 頁、川出他・前掲(注 21)172 頁。

25) 川出敏裕「自由刑における矯正処遇の法的位置づけについて」刑政 127 卷 4 号(2016) 17 頁。ただし、ここにおける目標は、犯罪を犯さないで社会生活を営む能力を持つという意味での「好い市民」を作り上げること(金沢文雄「刑罰の目的」『矯正協会百周年記念論文集第 1 巻』(1988) 213 頁)にとどまるであろう。

26) 公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部から原材料の提供を受ける事業部作業も、生産作業の 1 つである。

貢献作業がある<sup>27)</sup>。職業訓練も作業であるが、これについては後述する。

刑務作業は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な改善指導及び教科指導と並ぶ矯正処遇の柱の1つであり、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成し、規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任を自覚させるとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、その社会生活を促進することを目的としている<sup>28)</sup>。また、刑務作業は、刑事施設内の規律の維持に役立っている面も大きい<sup>29)</sup>。

現在における刑務作業の問題は、簡単な組み立て作業が多く、勤労習慣は身に付くかもしれないが、職業的知識及び技能を身に付けることは難しいことであろう。刑務作業に従事する受刑者の多くは、生産作業に従事している。生産作業においては、刑事施設は、物品の製作による収入又は契約した民間企業等から対価を得ている。これを刑務所作業収入という。法務年鑑によると、平成2年度、日本全国の刑事施設の得た刑務所作業収入は165億9,142万8千円、令和元年度は35億2,529万8千円であった。これを生み出した就業受刑者の人数は両年とも一日平均3万人程度でそれほど差はない一方で<sup>30)</sup>、刑務所作業収入は激減している。この原因はいくつかあるが、請け負った作業内容が単純であるならば当然、対価は低くなるのであり、刑事施設内における生産作業が簡単な作業になっていることの証しである。

---

27) 令和2年度、社会貢献作業として、全国42の刑事施設において、120万着以上のアイソレーションガウンを製作し、医療機関等へ送付した。

28) 大塚仁「行刑の運営と受刑者の権利義務」石原一彦他編『現代刑罰法大系7 犯罪者の社会復帰』(1982)69頁以下、小野他・前掲(注10)187頁。一方で、平野・前掲(注15)73頁は、刑務作業の改善効果はわずかであるとする。

29) 宮本恵生「行刑における刑務作業の意義」『現代刑罰法大系7 犯罪者の社会復帰』(1982)93頁以下、柳本正春『拘禁処遇の理論と実践』(1987)118頁以下、木原武久「刑務作業経営」『日本行刑の展開』(1993)124頁。小河・前掲(注6)236頁は、特に禁錮受刑者の作業の意義について記している。

30) 就業人員は、平成3年版犯罪白書(1991)及び法務省矯正局『矯正の現状』法曹時報72巻11号(2020)127頁から明らかにした。

## イ 職業訓練

受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる職業訓練も、作業として取り扱われる(94条2項)。監獄法では職業訓練を作業と扱う明文の規定はなく、解釈上、作業の一形態であるとされていたが、刑事収容施設法は正面から規定を設けたのである。

刑事施設における職業訓練の歴史は古く、大正 15 年に「受刑者職業訓練概則」(行刑局長通牒)により、刑務作業に必要な技能受刑者を養成する目的で職業訓練が実施されている。昭和 28 年、理容、美容が職業補導として実施され<sup>31)</sup>、刑務所が厚生省から理容師、美容師養成施設の指定を受け、本格的な職業訓練を行う体制が作られる出発点になった。昭和 31 年には、「受刑者職業訓練規則」(法務大臣訓令)が発せられ、職業訓練が刑務作業として実施されることとなった。職業訓練法の制定は昭和 33 年であることを考えると、受刑者に対する職業訓練がいかに重要視されていたかが分かる。昭和 39 年、特に職業訓練を盛んに行い、全国から訓練生となる受刑者を集める「総合職業訓練施設」が設けられ、中野刑務所、山口刑務所及び奈良少年刑務所が指定された。

令和 2 年版犯罪白書によると、全国にある 75 の刑事施設のうち、総合職業訓練施設は 7 庁あり、自施設の受刑者からだけでなく他の刑事施設からも職業訓練生を募集する集合職業訓練は 35 庁、自施設の受刑者のみを対象とした職業訓練を 69 庁、で実施している。令和元年の訓練種目は、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、介護福祉科等 50 種目であり、1 万 2,679 人が職業訓練を修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格、免許を取得した者は 7,572 人となっている<sup>32)</sup>。

職業訓練の問題点は、2 つある。

---

31) 当時、監獄法に職業訓練に関する規定がなく、刑務作業の技能者を養成するもの以外は教育の一態様として、「職業補導」として理解され、運用されていた(小野義秀『戦後昭和行刑史』(1996) 126 頁)。

32) 後述する各制度や指導等の実施人員等については、紙数の関係から、省略する。法務省のサイト、犯罪白書及び法曹時報に掲載される「矯正の現状」を参照して戴きたい。

1つは、受刑者に職業訓練を受けさせることは有意義なことだと一般には考えられていると思うが、刑務所出所者を雇用する側は、必ずしもそう思っていないことである。法務省矯正局では、平成 23 年、協力雇用主として登録している企業等 2,547 社に対するアンケートを行い、1,025 社から回答を得た（回答率 40.2%）。複数回答可として、刑務所出所者等を雇用する際、必ず必要とする条件は何か、尋ねたところ、社会人としての自覚 782、社会常識 750、普通自動車免許 614、ビジネスマナー 257、専門的知識 121 であった。また、刑務所出所者等を雇用するに当たって、刑務所等で実施して欲しい職業訓練は何か、尋ねたところ、パソコンの基本操作・CAD・CG 関係 93、一般常識（挨拶・マナー・言葉遣い等）63、車両建設機械（フォークリフト等）51 であった。平成 23 年度、協力雇用主及び保護観察所職員から意見聴取を行う場として、就労支援体制検討会を設けたところ、資格や技能といった専門的知識よりも、挨拶や礼儀といった社会人としての自覚や社会常識を重視するとの意見が多数寄せられた。

このため、刑事施設では、平成 23 年から、「出所後の就労に資する作業教育」を全受刑者に対して実施し、平成 24 年から、職業訓練のカリキュラムに社会常識を付与する講義を組み入れ、平成 25 年以降、初歩的なパソコン操作の知識・技能を付与する「ビジネススキル科」職業訓練を実施している<sup>33)</sup>。

もう 1 つの問題は、職業訓練は社会の雇用動向に合わせて新規科目を開講し、従来の科目を廃止するなどの必要があるところ、新規科目の開講には、必要な設備、備品等の整備に多額の費用がかかり、新たに訓練の指導者を確保する必要が生じるが、これが現実には、容易ではない。職業訓練生を刑事施設外の職業訓練校に通学させることも考えられるが、後述するように、通学可能な受刑者は法定期間を経過しているなど一定の条件を満たしたものに限られる。

平成 30 年度から、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業

---

33) 砂山千明「刑務作業の現状について」刑政 123 巻 8 号 (2012) 77 頁以下。

所等において一定期間就労を体験させる、「職場体験制度」が、職業訓練の一環として位置づけられた上で実施されている<sup>34)</sup>。

#### ウ 外部通勤作業、構外作業と開放的施設

刑事収容施設法 96 条 1 項は、法定期間経過後の懲役及び禁錮受刑者について、刑事施設の職員が同行することなく、刑事施設外の作業場に通勤させて、作業を行わせることができると定めている。これを外部通勤作業という。外部事業所において職業訓練を受けることもできる (同条 2 項)。

同法 87 条は、刑事施設の職員同行の下、矯正処遇等を刑事施設の外で行うことを認めている。刑事施設外処遇という。これが作業を実施するためであれば、外塀外作業ということになる。なお、刑務所の塀の外ではあるが、刑事施設の敷地内において行う作業も外塀外作業となる。

例えば、外塀が設置されていないように、その刑事施設全体又は一部に、収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない、法務大臣が指定した施設のことを開放的施設という。同法 88 条 2 項は、その処遇の目的が達成する見込の高い受刑者について、開放的施設において処遇することができるとしている。

外部通勤作業は、刑事収容施設法において初めて認められた制度である。外塀外作業、開放的施設は、明文の根拠がないまま戦後行われていたところ、昭和 41 年の監獄法施行規則改正において規定が設けられたという経緯がある<sup>35)</sup>。

刑務所構外における作業というと、明治時代の受刑者による北海道開拓を思い出す向きもあろう。数多くの犠牲者を出した悲劇の歴史である。だが、監獄法施行時には、構外作業は例外となっていた。独居拘禁を本則とする監獄法の考え方と構外作業は、相容れないからである。だが、未成年者に農耕を行わせることの有益性が認められて未成年受刑者に刑務所外での農耕作業が実施され

---

34) この運用について、刑政 131 卷 8 号 (2020) 56 頁以下。

35) 監獄法施行規則 42 条 2 項により、「所長ニ於テ受刑者ノ処遇上特ニ必要アリト認ムルトキハ戒護ニ支障ナキ限り」工場を閉鎖するなどの措置を執らないことができるものとされ、これが開放的処遇と刑務所構外における作業の根拠とされていた。

るようになり、行刑累進処遇令の制定頃から、累進処遇の上級者に対して、教育刑思想の下、戒具を付けずに野外という社会的雰囲気の中で労働させる「青空行刑」として、構外作業が再び盛んとなった。終戦直後には、刑事施設収容人員の激増と戦災による刑事施設の収容能力の低下を背景とした過剰収容緩和を目的に、構外作業として、農場の運営、大規模な公共工事及び大規模工場への受刑者の派遣が行われた。

やがて、構外作業は、物的な警備手段を持たず受刑者を信頼し自律を期待して行う「開放的処遇」という望ましい受刑者処遇であるという考え方となり、昭和 24 年に開設された山形刑務所最上農場が昭和 32 年に農業科職業訓練施設となり、昭和 36 年、釧路刑務所所管のパイロット・フォレスト及び大井造船作業場が開設された。昭和 45 年、我が国において「犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第 4 回国連会議」が行われたが、これが開放的処遇を一層推進したとされ、この時期に市原刑務所（農場としては昭和 20 年開設。昭和 44 年に刑務所となった。）、喜連川刑務支所（昭和 45 に開設されたが、平成 11 年廃止。）、尾道刑務支所所有井作業場、広島刑務所竹原泊込作業場、和歌山刑務所いずみ寮、松江刑務所農村巡回作業班、岐阜刑務所各務原作業場など数多くの開放処遇を行う作業場が設けられ<sup>36)</sup>、その後もいくつかの刑務所において農場が開設され、刑事施設の職員が同行して外部の作業場へ通勤する形での開放的処遇も盛んとなった。しかし、平成 18 年をピークとした過剰収容の中で、かなりの箇所が廃止された。

現在、開放施設は、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場の 4 か所、外部通勤作業を実施している刑事施設は 10 施設となっている<sup>37)</sup>。

## エ 自由刑の単一化

自由刑の単一化の問題は、伝統的には、政治犯、破廉恥罪と非破廉恥罪の区

---

36) 小野義秀『日本行刑史散策』（2002）299 頁以下。

37) 法務省矯正局・前掲(注 30)130 頁。

分という問題であった<sup>38)</sup>。現在においては、効果的な矯正処遇の在り方の問題であるといえる。つまり、刑法 12 条 2 項は、懲役は所定の作業を行わせると定め、刑事収容施設法は矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導を行うとする。このため、改善更生、社会復帰のためには作業以外のことを行うことが有用な場合であっても、懲役受刑者に全く作業を行わせることなく、改善指導及び教科指導のみを行うことは刑法の趣旨に反し許されないことになるが<sup>39)</sup>、その結論に対する懐疑である<sup>40)</sup>。

法制審議会は、令和 2 年 10 月 29 日、少年法改正に関する答申の中で、従来の懲役及び禁錮刑を単一化し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導が行うことができるものとする、新たな自由刑の創設を提言した。少年受刑者だけではなく、広く一般的に、罪を犯した者の改善更生及び社会復帰に有効に機能することが期待されるとする<sup>41)</sup>。

問題は、矯正処遇として専ら指導のみが行われ、全く作業を行わない受刑者について、作業報奨金が支払われることがないので、場合によっては、釈放後の更生資金に不足を来すかもしれないことである。このような事態を生じさせないためには、刑務作業に従事することなく専ら指導のみ受ける受刑者については、作業報奨金に代わる奨励金を支給してはどうかと考える。職業訓練を受講している受刑者は、職業訓練はそれにより国が収入を得ることはなく、生産的な活動を行っていないにもかかわらず、作業報奨金を支給されている。専ら指導のみを受ける者についても同様に考えることが不可能とは思われない。また、少なくとも、釈放時に、刑事施設から釈放後の生活を送る帰住地へ帰るための費用、帰住旅費を支払う必要はあるだろう。

---

38) 平野龍一『犯罪者処遇法の諸問題』(1982) 69 頁以下。

39) 林眞琴＝北村篤＝名取俊也『逐条解説刑事収容施設法〔第 3 版〕』(2017) 454 頁。

40) 宮澤浩一「受刑者処遇制度」法律のひろば 35 巻 8 号 (1982) 9 頁以下、吉田・前掲(注 24)64 頁、川出他・前掲(注 21)90 頁。

41) 川出・前掲(注 25)14 頁以下、同「自由刑の単一化」刑法雑誌 57 巻 3 号 (2018) 449 頁以下。

## (2) 改善指導

### ア 処遇類型別指導

刑事施設では、昭和40年代から50年代にかけて、罪名別の集団編成による特別指導が積極的に行われ、その後の経験をもとに、犯罪行動の背後にある問題（要因）に着目し、その問題が共通する受刑者で集団を編成し、その集団を対象に特別のカリキュラムにより指導する技法、問題群別指導が開発された<sup>42)</sup>。奈良少年刑務所では、昭和55年4月から、実施していたとされる。また、昭和56年には、覚醒剤事犯者に対する問題群別指導を行うよう矯正局長通達が発出されている<sup>43)</sup>。だが、この指導には法的根拠がないという問題があった。

刑事施設法案では、この状況を前提に、この問題群別指導に法令根拠を与えるため必要な規定（82条）を設け、その態度及び行動傾向に、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るという目的の達成上障害となる重大な問題を有する受刑者に対しては、特に体系的に構成された計画的な生活指導を行うこと、円滑な社会生活を送るのに支障となる態度又は行動上の問題を除去、改善し、及び必要な態度及び行動傾向を育成すること、社会生活に適應するのに必要な生活習慣及び遵法的な生活態度を育成すること等について、個別に、又は集団を編成して、指導及び訓練を行うこと等を規定する法務省令も構想されていた。だが、刑事施設法案が成立し、その下で法務省令が施行されることはなかったのである。

平成5年1月、総務庁から法務省に対して、附属機関等総合実態調査に基づく勧告がなされた<sup>44)</sup>。そこでは、「刑務所における教化の充実」として、一部の刑務所において問題群別指導が行われているが、全体的には活発ではなく、その原因は、法務省が受刑者の更生復帰のための活動方針を示しているものの、

---

42) 杉田博「矯正教育技法」『日本行刑の展開』（1993）162頁。

43) 平成6年版犯罪白書（1994）164頁以下。

44) 総務庁『矯正施設に関する調査結果に基づく勧告—附属機関等総合実態調査—』（1993）。他に、累進処遇制度の廃止、釈放前教育の充実、高齢者処遇の改善などを勧告していた。ただ、刑事施設法案が成立しないために改善できなかった面も多い。

その具体的な実施については、各刑務所の個別の判断と工夫に委ねられており、法務省が関係省庁等の協力を得るなどの教化の在り方、手法及び効果についての調査、研究を行い、矯正現場において広く実践され得るような法務省全体として組織的な取組が十分でないことによると認められることから、法務省は、受刑者の一層の改善更生、社会復帰の円滑化に資するため、関係省庁等の協力を得つつ、刑務所における教化の在り方その手法等について調査、研究し、その成果を踏まえて具体的な指導要領等を作成することにより、逐次、矯正現場において教化の実践に努める必要がある、との提言がなされた。

これを受けて、法務省矯正局では平成 6 年から、特定の問題を有する受刑者に対する教化の充実のため、矯正運営の重点施策に「処遇類型別指導」を掲げ、平成 6 年度から当所 3 年間は暴力団離脱指導、覚せい剤乱用防止教育、酒害教育、交通安全教育の 4 類型について施設を指定して調査・研究が実施され、平成 9 年度から 4 年間、実践的検証がなされた。平成 10 年には、覚せい剤乱用防止教育は市原刑務所以外の全行刑施設、暴力団離脱指導は 44 庁、酒害教育は 40 庁、交通安全教育は 21 庁で実施され、累犯窃盗防止教育、命の教育など施設独自の 8 つのタイプの指導が 27 庁で実施されていた<sup>45)</sup>。

## イ 改善指導

刑事収容施設法は、矯正処遇の 1 つとして (84 条 1 項)、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導、改善指導を行うものとしている (103 条 1 項)。改善指導は監獄法の下における処遇類型別指導に当たるもの

---

45) 福島輝男「『処遇類型別指導』に思う」刑政 110 卷 4 号 (1999) 14 頁以下、三井良晃「行刑施設処遇類型別指導第 3 次調査研究 (評価研究コース) の中間報告について」矯正職務研究 46 号 (2004) 1 頁。処遇類型別指導の具体的な指導要領は、矯正研修所に職員を研修として入所させ、作成させていた。東小蘭誠「処遇類型別指導 (暴力団) の指導手引の作成」矯正研修所紀要 10 号 (1995) 93 頁以下、藤岡淳子「グループワーク方式による処遇類型別指導マニュアルの作成」矯正研修所紀要 10 号 (1995) 112 頁以下、大西洋「矯正施設で使用する標準的な手引書等の作成」矯正研修所紀要 14 号 (1999) 43 頁以下など。

で、ただし、実施に法的根拠を有することとなった<sup>46)</sup>。この法律施行後、改善指導が全ての刑事施設において行われることとなったが、さしたる混乱もなく始めることができたのは、ほとんどの施設で処遇類型別指導を行っていたからである。改善指導には、法令に基づき特にその問題解消に配慮しなければならない6つの特別改善指導（103条2項）とそれ以外の一般改善指導がある。

#### （ア）特別改善指導

①「薬物依存離脱指導」 覚醒剤その他薬物依存の受刑者に対し、薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる指導である。平成29年にプログラムが改善され、対象者全員に対して実施する必修プログラム、特に問題性の高い者に対して行う専門プログラム、必修及び専門プログラムに加えてなお補完的な指導を必要とする者に対して行う選択プログラムという3科目で構成されることになった。

女子受刑者の約4割が覚醒剤自己使用事犯者であることに鑑み、令和元年度から5年計画で、薬物依存の問題を抱える女子受刑者に対して、薬物依存からの『回復』に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続可能なプログラムを受講させるとともに、出所後に依存回復支援施設に帰住等させる体制の構築を目的とした取組、女子依存症回復支援モデル、が実施されている<sup>47)</sup>。

②「暴力団離脱指導」 暴力団員である受刑者に対し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図る指導である。この指導の難しさは、暴力団からの離脱意思のない受刑者に対しても実施するところ、頑なに指導を拒否する者に対しては、指導効果が認められないため、

---

46) 名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」ジュリスト 1298号（2005）20頁、名執雅子「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における改善指導等の充実について」法律のひろば 58巻8号（2005）27頁。

47) 佐伯由佳「矯正施設における新たな取組について～女子依存症回復支援モデル～」罪と罰 57巻2号（2020）32頁以下。覚せい剤事犯者については、再入所者が多く、その者にどのように指導するかも問題となる（太田達也「薬物事犯者の再犯防止と社会復帰」罪と罰 58巻1号（2021）22頁。）。

指導することができない点にある<sup>48)</sup>。

③「性犯罪再犯防止指導」 性犯罪受刑者に対し、性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させる指導である。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。再犯可能性、指導を受ける者の問題性の程度と知的能力に応じて、高密度、中密度、低密度、調整又は集中のいずれかのプログラムを受けることになる<sup>49)</sup>。プログラムは 21 庁の刑事施設において行われており、指導を受ける必要のある者は、指導を受ける間、その刑事施設に移送されることによって受講する。受講終了後は元の施設に戻り、釈放前にメンテナンスを受ける。

④「被害者の視点を取り入れた教育」 被害者の命を奪い又はその身体に重大な被害を与えた受刑者に対し、罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせる指導である<sup>50)</sup>。

他に、⑤「交通安全指導」と⑥「就労支援指導」がある。

#### (イ) 一般改善指導

一般改善指導は、特別改善指導以外の改善指導であり、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③釈放後の生活設計に必要な情報について理解させ、社会生活において求められる協調性、規則を遵守する精神、行動様式を

---

48) 改善指導を強制することについて、懐疑的な見解は多い(例えば、丸山泰弘「刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義」刑法雑誌 57 卷 2 号(2018) 233 頁以下。)。実際問題として、改善指導を拒否した者に懲罰を科すことはまずないのが実情である。

49) 東本愛香「刑務所における性犯罪者の処遇」女性犯罪研究会編『性犯罪・被害-性犯罪規定の見直しに向けて』(2014) 220 頁以下は、わが国の R 3 プログラムの実際の方法を詳しく紹介している。また、改善指導の方法についても端的に知ることができる。

50) この指導を行う上での問題点は、指導対象者が長期刑受刑者を収容する施設等に偏在していることであろう。宗田貴宏=片山徒有=丸山もゆる「被害者の視点を取り入れた教育」『日本矯正教育学会第 51 回大会発表論文集』(2015) 152 頁以下は、この解決方の 1 つを示すものである。また、刑政 132 卷 6 号(2021) 24 頁以下の特集参照。

身に付けさせること、などを目的として行う。各刑事施設では、1月に2日（一部の施設では4日）、作業を行わずに、受刑者に対して専ら改善指導、後述する教科指導、刑執行開始時の指導及び釈放前の指導を行う日を設けている。

一般改善指導では、刑事収容施設法制定後、受刑者間に共通する問題性を有するグループがいることに着目して、そのような問題が共通する受刑者でグループを編成し、特別改善指導と同様、認知行動療法を取り入れた様々なプログラムが開発され、実施されている。現在、矯正局主導で行われているものには、次のようなものがある。

①「アルコール依存回復プログラム」 飲酒の問題が本人の犯罪や本人の心身の健康に影響を与えていると認められる受刑者に対して、自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的方法を習得させるプログラムである。

②「暴力防止プログラム」 暴力を振るうという問題性がある受刑者に対して、暴力を振るうことなく社会で生活できるよう非暴力への動機付けを高め、暴力へと至る自己のパターンを認識させ、そこから抜け出し、暴力以外の方法で将来の望ましい生活を達成するための方法を準備させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的スキルを身に付けさせる指導である。

③「社会復帰支援プログラム」 高齢又は身体、知的若しくは精神障害及びその疑いのある受刑者であり、後述する特別調整等の福祉的支援の対象者とする必要がある者に対して、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるとともに、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせる指導である<sup>51)</sup>。平成 26 年からいくつか

---

51) 釈放後福祉施設に入所する高齢受刑者の増加とともに、この指導の必要性がかねてから主張されていた（小澤政治「受刑者の質的变化と処遇上の課題」罪と罰第 42 巻 1 号（2004）29 頁。）。ただ、この指導の効果に懐疑的な見方もある（新村繁文「高齢受刑者のソーシャル・インクルージョン」法学セミナー2017年11月号（通巻754号）17頁以下。）。

の刑事施設において施行され、平成 29 年から全国展開された。

④「特殊詐欺プログラム」 振り込め詐欺等特殊詐欺を行った受刑者に対して、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせるための指導である。

⑤「行動適正化指導」 受刑者には、刑事施設に入所し刑の執行を開始された後、原則として 2 週間、受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導を行っている。これを刑執行開始時の指導という。行動適正化指導は、刑執行開始時指導と同時又はその直後の入所後なるべく早期に、犯罪行動の背景にある反社会的な思考や態度等を改善し、適切な問題解決の方法を身に付けさせること、受刑生活への動機付けを高めさせるとともに、受刑中の各種改善指導に対する意欲や理解を促す素地を形成させることを目的とするプログラムである。

⑥「満期釈放者に対する釈放前の指導を補完する指導」 受刑者には、原則として釈放前の 2 週間、刑期終了に伴い釈放される満期釈放者については多くの場合 3 日間、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導を行っている。これを釈放前の指導という。釈放前の指導は、前述した平成 5 年の総務庁勧告に基づき、矯正局の指示により、全国の刑事施設において行われるようになったものであるが、平成 26 年 3 月、総務省から法務省に対し「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が行われ、その中で、釈放前の指導の充実等により、満期釈放者に対する指導・支援を充実することの必要性が指摘された<sup>52)</sup>ことから、矯正局の指示に基づき、満期釈放者に対する釈放前の指導を補完するプログラムが全ての刑事施設において行われることとなった<sup>53)</sup>。

---

52) 総務省『刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』(2014) 26 頁以下。

53) 実務家から、満期釈放者に対する積極的な釈放時教育を行うべきとの主張はかねてか

なお、これら各改善指導及びプログラムを受講させるべきかどうかについては、刑の執行開始時に全国8施設にある調査センターにおいて、又は刑執行開始時指導期間中に刑を本格的に執行される施設において、刑執行開始時調査を行い、その調査においてスクリーニングを行うことによりそれぞれの対象者を選定し<sup>54)</sup>、処遇要領の内容として、刑事施設の長が決定する（刑事収容施設法84条2項）。処遇要領の内容には、受刑者の希望も参酌される（同条4項）<sup>55)</sup>。

#### （ウ）改善指導の課題

改善指導の今後の課題は、受刑者の問題性に応じた新たなプログラムの開発、保護観察所との連携、効果検証の3つであるように思われる。

新たなプログラムの開発については、刑事施設に収容されている受刑者の約3分の1を占める窃盗事犯者に対する指導プログラムと、少なくない受刑者が問題性として抱えているギャンブル等依存からの回復プログラムの開発が重要である。いずれも、いくつかの刑事施設において、その施設が独自に開発したプログラムを実施しているところがある。今後、全国的に統一したプログラムが完成されることになろう。

保護観察所においても、保護観察中の仮釈放者及び刑の一部執行猶予者に対して、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種の専門的処遇プログラムを、その受講を特別遵守事項として義務付けて、又は必要に応じて生活行動指針として定めるなどして、実施している。これを効果的に行うためには、刑事施設において

---

らあった（吉野和博「累犯受刑者の処遇」『日本行刑の展開』240頁（1993）240頁。）。宗田貴宏「釈放前の指導を補完する一般改善指導について」『日本矯正教育学会第52回大会発表論文集』（2016）20頁以下は、山形刑務所で実施されている指導を紹介している。竹中功『よしもとで学んだ「お笑い」を刑務所で話す』（2017）は、この指導の一部を紹介している。

54) 平成29年から、この調査において、Gツールが使用されている（令和2年版犯罪白書（2020）53頁）。

55) 大塚・前掲（注28）67頁以下は、受刑者の希望を参酌し、かつ、受刑者に説明し、納得させるべきであるとする。

実施した改善指導を引継いで指導を行うことが必要であるように思われるところ、現に記録が引き継がれている<sup>56)</sup>。保護観察付執行猶予期間中の再犯、仮釈放中又は執行猶予取消により刑事施設に入所した者については、保護観察所からプログラム受講記録が刑事施設に引き継がれることもある。加えて、刑事施設担当職員と保護観察所職員合同で、性犯罪及び薬物事犯に関する研究会を開催して、問題意識の共有化が図られている。

改善指導をより効果的なものにしていくためには、その改善指導がどのような影響を与えたのか、効果検証が欠かせない。受刑者への改善更生の試みに関して、その効果を検証する必要があるということは、かねてから主張されていたところである<sup>57)</sup>。

平成 22 年以降、府中刑務所、多摩少年院、関東医療少年院及び八王子少年鑑別所に設置されていた効果検証専従班の人員、業務を引き継ぐとともに、「従来の枠組みにとらわれない組織横断的な効果検証の推進」を実現するため、平成 31 年 4 月、矯正研修所に効果検証センターが設置された<sup>58)</sup>。令和元年度、同センターにおいて 2 度目の効果検証結果がとりまとめられ、指導による再犯抑止効果が確認された、とされる<sup>59)</sup>。今後も継続され、その結果はフードバックされることになるだろう。

---

56) 大場玲子「刑の一部執行猶予の現状と更生保護の課題」刑法雑誌 59 卷 3 号 (2020) 429 頁以下は、この重要性を指摘する。

57) 小野他・前掲(注 10)23 頁以下、柳本・前掲(注 29)164 頁以下、前田正倫「処遇類型別指導の展望」刑政 111 卷 11 号 (2000) 14 頁以下、小澤・前掲(注 51)33 頁、安部哲夫「行刑新時代への期待と課題」犯罪と非行 155 号 (2008) 16 頁、原田隆之「矯正処遇の評価—エビデンス・ベイスト・プラクティスを推進するために—」矯正研究 3 号 (2020) 131 頁以下、山本麻奈「再犯防止へのアプローチについての現代的議論」罪と罰 58 卷 1 号 (2021) 70 頁以下。

58) 矯正研修所効果検証センター「効果検証センターの一年を振り返って」刑政 131 卷 7 号 (2020) 64 頁以下

59) 法務省矯正局・前掲(注 30)91 頁。

### (3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う補習教科指導（刑事収容施設法 104 条 1 項）と、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対してその学力に応じ手行う特別教科指導（同条 2 項）がある。監獄法においては、原則として 18 歳未満の受刑者に対して、特に必要ある場合は年齢にかかわらず、教科教育を行うとされていたが（監獄法 30 条）、刑事収容施設法においては、改善更生及び円滑な社会復帰のための必要に応じて行うものとされた。

教科指導を円滑に実施するため、刑事施設には非常勤の職員として、教育支援スタッフが配置されている。

必要な学力を身に付けさせ、かつ、卒業資格も与えるため、松本少年刑務所には、桐分校（松本市立旭町中学校桐分校）が昭和 30 年に設立・開校され、今日まで受講者を入学させている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所には通信制高等学校が設置され、必要となるスクールニングが刑務所内において実施され、刑務所在所中に高等学校卒業資格を得ることが可能である。

### (4) 余暇活動の援助

刑事収容施設法は、刑事施設の長は、被収容者に対して、自己契約作業、知的、教育的及び娯乐的活動、運動競技その他の余暇時間帯等における活動について、援助を与えるものとしている（29 条 2 項）。改善更生と円滑な社会復帰に向け、自ら積極的に自己改善を図り、学習しようとする者に対する援助は、受刑者の処遇の目的（30 条）に適い、改善指導等の効果を補うものでもある<sup>60)</sup>。

この 1 つに、法務省と文部科学省の連携により、平成 19 年度から、刑事施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施がある。高卒認定試験は、令和元年度の受験者数は 370 人、合格者数は、高卒認定合格者が 185 人、一部科目

---

60) 大塚・前掲(注 28)74 頁以下。

合格者が 162 人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。また、指定された 4 庁の刑事施設において、高卒認定試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

国の予算による通信教育も実施されている<sup>61)</sup>。被収容者が私費で通信教育を受けることは、原則、自由である。ただ、刑事施設においては、受刑者が外部に信書を発信し得る 1 月あたりの回数が決まっているので、通信教育を受ける場合、レポート等の郵送について、それを手紙の発信としてカウントしない扱いとしている。

他に、例えば、簿記検定試験などの資格試験について、刑事施設がその試験を主催する団体から委任を受けて、刑事施設内において実施している。委任を受けられない場合は、職員が同行して受刑者である受刑者を試験会場まで連行し、受験させることもある。

受刑者の自己学習を援助するため、刑事施設内の図書館を充実させるべきだ、という意見がある<sup>62)</sup>。

### 3 釈放に向けた受刑者支援

#### (1) 刑事収容施設法の規定

監獄法の下では、受刑者の釈放後の生活に関する支援を刑事施設において行う、という考えは希薄であった。作業、職業訓練を通じて、更生資金としての作業賞与金と釈放後の就労に有利な技能、資格を付与することにより、釈放後自力で生活することができるようにし、帰住地調整を積極的に働き掛けることにより仮釈放を得させ、釈放直後の居場所を確保させる、くらいであった。そもそも、受刑者の釈放後の生活は、保護観察所の管轄なのである。刑事施設内における行状が悪く、仮釈放を得ることのできない満期釈放者が釈放後の生活

---

61) 昭和 24 年から実施している。

62) 中根憲一『刑務所図書館』（2010）221 頁以下。

に窮するのは自業自得であった。ただ、帰住地が調整できずに満期釈放となる受刑者、知的障害等を抱え自力では生活し得ないことが明らかな受刑者の釈放に際して、非力を感じる刑事施設職員が少なくなかったのも事実である<sup>63)</sup>。施設内処遇と社会内処遇の連携を目的に、大規模な刑事施設に保護観察官を常駐させる制度は、昭和 56 年から行われていた<sup>64)</sup>。

現在、再犯を防止するという観点から、釈放される受刑者について、稼働能力のある者には就労を確保させることによって住居と収入を得させ、稼働能力のない者には福祉的支援を確保させて生活再建を行う、という方法で、支援を行っている。この支援の根拠を刑事収容施設法に求めるなら、刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うに当たり必要あるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする<sup>65)</sup>とした、社会との連携の規定(90条1項)ということになる。だが、この規定は刑事施設の長が能動的に受刑者の釈放に向けた支援を行おうとした場合に根拠となる規定ではあっても、刑事施設の長は積極的に支援を行うべきとする規定ではない。この点、法制審議会は令和2年10月の答申において、刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、住居の確保、医療・療養を受けること、就業・修学等の支援を行う旨の規定を設けるよう、答申している。

## (2) 就労支援

受刑者への就労支援は、法務省と厚生労働省が連携して、現場レベルでは、刑事施設、保護観察所及び公共職業安定所(ハローワーク)が協力して、平成18年度から、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、実施されている。この実施を円滑に進めるため、各都道府県単位で、都道府県刑務所出所者等就

---

63) 高齢受刑者等への対処、福祉機関との連携の必要性は実務家から主張されていたが、実際に対処されることはなかったのである(例えば、岩崎四郎「高齢受刑者の処遇」『日本行刑の展開』(1993)265頁以下、平成7年版犯罪白書(1995)98頁以下)。

64) 昭和59年度から、仮釈放の積極化が始まっている。

労支援事業協議会が設けられている<sup>65)</sup>。

刑務所出所者の就労支援については、「釈放者の職業紹介について」(昭和 25 年 6 月 28 日付け矯保甲第 1043 号中央更生保護委員会事務局長、矯正保護局長依命通牒)において、受刑者の刑務所収容中に、刑務所から公共職業安定所へ就職希望者名簿の提出等による具体的な協力依頼により就職あっせんを開始するものとされていたが、全く行われておらず、組織的に就労支援を行う必要がある旨、総務庁から勧告を受けていた<sup>66)</sup>。刑事収容施設法施行とともに、ようやく、動き出したのである<sup>67)</sup>。

#### ア ハローワークとの連携

刑事施設では、ハローワークに依頼して、受刑者に対する職業講話を実施して貰うほか、釈放の見込日まで概ね 3 か月以内の受刑者のうち、稼働能力があり、勤労意欲があり、就労支援を希望する者について、氏名、職歴等に加え、現在刑事施設に収容されていること等をハローワーク及び求人者に対して開示することに同意する者を支援対象者として、氏名、職歴等のみの開示にとどまる者を準支援対象者として、刑事施設所在地のハローワークに協力を依頼し、これを受けてハローワークでは、その者に対する職業相談、職業紹介及び求人情報の提供を行っている。

さらに、刑事施設では、就労支援の必要性が特に高い者について、重点的就労支援の対象者として選定し、刑の執行の早い段階から個別的支援計画を立て、職業訓練の受講、就労支援指導の実施、ハローワークによる職業紹介等を通じて、就労先確保を図ることとしている。

平成 26 年 3 月、前述した総務省から受けた勧告には、刑務所とハローワー

---

65) 刑務所出所者「等」とあるのは、少年院出院者を含むからである。就労支援も、後述する特別調整も、ともに対象者には少年院在院者を含む。矯正施設という場合、これには刑事施設に加え、少年院を含む趣旨である。

66) 総務庁・前掲(注 44)19 頁以下。

67) 昭和 25 年通牒を根拠に就労支援を行うべきとしていたのは、稲田・前掲(注 14)262 頁。職業訓練と出所後の就職あっせんの有機的連携の必要性を主張していたのは、吉野・前掲(注 53)240 頁。

クの連携が不十分であることなどから就労支援が適切に行われていない状況が認められるため、刑務所とハローワークは相互の連携を十分に図り、就労支援事業を適切かつ確実に実施すべき、という内容も含まれていた<sup>68)</sup>。これを受けて、平成 27 年度から、より就労支援を充実させ、支援対象者の刑事施設収容中の就職内定及び出所後に自発的にハローワークに来所することを目標に、ハローワーク職員が常駐する就労支援強化モデル施設（平成 29 年から「就労支援強化矯正施設」）5 庁が設けられた。令和 2 年度までに、35 庁に増えている<sup>69)</sup>。

### イ 就労支援を支える職員

平成 18 年から、刑事施設において就労支援を担当する非常勤職員、就労支援スタッフが配置され、令和 2 年度には、一部の P F I 施設を除くほぼ全て刑事施設に配置されている。また、令和元年度から同様の業務を行う常勤職員、就労支援専門官が 4 庁に、令和 2 年度、少年院 2 庁を含む 15 庁に配置された。

### ウ コレワークの設置

平成 26 年 2 月から、ハローワークでは、刑務所出所者等の採用を希望する事業者<sup>70)</sup>が、矯正施設の所在地、実施している職業訓練、入所している受刑者等の特性などに応じて、雇用を希望する特定の矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる、受刑者や少年院在院者などを対象にした専用の求人、「受刑者等専用求人」が運用されていて、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。「受刑者等専用求人」は一般の求職者には非公開であり、一般の求人は、ハローワークの求人情報提供端末で検索でき、希望すればインターネット上で公開されるが、受刑者等専用求人は一般には非公開となり、ハローワーク職員のみが検索可能である。指定した矯正施設には、ハローワークを通して求人情報が提供される。

---

68) 総務省・前掲(注 52)1 頁以下。

69) 法務省矯正局・前掲(注 30)91 頁。少年院 1 庁にも常駐している。

70) 事業者が刑務所出所者等を雇用するとして保護観察所に登録すると、協力雇用主となる。

平成 28 年 11 月、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、東京矯正管区及び大阪矯正管区に、矯正就労支援情報センター室、通称「コレワーク」が設置された。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供し（雇用情報提供サービス）、企業の矯正施設での採用手続きを広くサポートし（採用手続き支援サービス）、及び企業に対する各種支援制度、矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会を案内（就労支援相談窓口サービス）している。令和 2 年 7 月、札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡の各矯正管区にも新設され運用を開始し、全ての矯正管区に設けられた<sup>71)</sup>。

### (3) 特別調整

#### ア 制度発足の経緯

平成 15 年に出版された、山本譲司元衆議院議員の著書『獄窓記』及び平成 18 年に発生した下関駅放火事件は、刑事施設に収容されている知的障害を有する受刑者の問題をクローズアップした。平成 18 年度から 20 年度にかけて、当時社会福祉法人南高愛隣会理事長であった田島良昭氏を研究代表として、山本譲司氏のほか、中央大学法学部藤本哲也教授（当時）、矯正、更生保護、社会福祉の各分野の実務家及び研究者により、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施され、そこで行われた特別調査の結果に基づき、法務省、厚生労働省に対して、「社会生活支援センター（仮称）の設置」等の政策提言がされた。

これを受けて平成 21 年度以降、厚生労働省の地域生活定着促進事業により各都道府県に「地域生活定着支援センター」が整備され、矯正施設と保護観察所、同センターの三者が連携して、特別調整が行われることとなった<sup>72)</sup>。

---

71) 法務省矯正局・前掲(注 30)91 頁

72) 法務総合研究所研究部報告 56『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』（2017）1 頁以下、田畑賢太「刑事施設における特別調整等の福祉の支援の現状につ

## イ 実施内容

特別調整は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のために刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する、これらの者が釈放された後速やかに公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な介護、医療、年金その他の各種サービスを受けることができるようにし、もって円滑な社会復帰を図ることを目的とする、矯正施設の長による保護、地方更生保護委員会による調査及び保護観察所の長による生活環境の調整について特別の手続をいう。

対象となるのは、①概ね 65 歳以上の高齢であること、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること、②これらの理由により釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること、③釈放後の住居がないこと、④円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当であること、⑤特別調整の対象者となることを希望していること、⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関等に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること、という 6 つの要件を全て満たした被収容者であり、矯正施設において、調査の結果、①から④の要件があることが判明したときは、本人の意向（⑤）を確認し、特別調整を希望しかつ個人情報提供への同意（⑥）が得られたときは、矯

---

いて」刑政 127 卷 11 号（2016）12 頁以下。仮釈放のための帰住地調整を「一般調整」というのに対して、「特別調整」という。平成 21 年度から 23 年度にかけて、同じく田島良昭氏が研究代表として、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が実施され、「障害者・高齢者を対象にした『司法』と『福祉』が連携した刑事政策の必要性」、具体的には、「刑事手続の早い段階で司法手続を回避（ダイバージョン）する、障害者・高齢者を対象にした『第三の刑事政策』が求められる」などの政策提言がなされ、これを受けて検察庁では、いわゆる入口支援を始めている。なお、葛野尋之「高齢者と刑事手続」法学セミナー 754 号（2017）23 頁は、刑の宣告猶予制度、判決前調査制度を立法化し、高齢犯罪者への福祉的・医療的支援を行うべきとする。

正施設の所在地を管轄する保護観察所（これを「所在地保護観察所」という。）及び地方更生保護委員会へ通知し、その保護観察所の調査後、その保護観察所の長が個人情報提供への同意以外の特別調整を行う要件があると認めるときは、矯正施設の長に対して、個人情報提供の同意書を徴するよう依頼がなされ、その同意書の提出をもって、特別調整対象者として選定されることとなっている。また、通常の仮釈放に向けた帰住地調整の途中で、保護観察所の長からのイニシアチブでこの手続きに移行することもできる。

特別調整対象者として選定された後、所在地保護観察所からその保護観察所の所在する都道府県の地域生活定着支援センターに協力依頼がなされ、同センターは特別調整対象者との面接を行い、矯正施設から釈放された後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整に関する、福祉サービス等調整計画を作成し、釈放後に特別調整対象者が実際に福祉サービス等を受ける機関の長等と調整し、特別調整対象者の帰住先が他の都道府県であるときは、その都道府県の地域生活定着支援センターに依頼して同様の調整が行われ、住居の確保、年金受給手続き、生活保護の申請等特別調整対象者の釈放後の具体的な生活再建手段を用意することとなる。なお、釈放後の住居はあるものの、高齢等の理由により福祉サービス等を受けることが必要な者についても、同様の調整が行われる。

刑事施設には、特別調整その他受刑者への福祉的支援を行うため、平成 17 年度に 4 庁の医療刑務所に精神保健福祉士の、平成 19 年度に 6 庁の刑事施設に社会福祉士の、資格を有する非常勤職員が配置され、平成 26 年度から社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員である福祉専門官が刑事施設に配置され、平成 28 年度からは東京矯正管区及び大阪矯正管区にも福祉専門官が配置されている。令和 2 年度の社会福祉士等の配置施設数は、刑事施設 69 庁（支所を含む。）であり、福祉専門官の配置施設数は、刑事施設 58 庁（支所を含む。）である<sup>73)</sup>。

特別調整を充実させるためには、刑事施設職員、とりわけ福祉専門官等の能

---

73) 令和 2 年版犯罪白書 (2020) 59 頁。

力向上と、関係する機関の更なる連携は欠くことができない。そこで、刑事施設、保護観察所、地域生活定着支援センター職員、都道府県の地域生活定着促進事業担当職員らが集まり、事例研究や情報交換を行う研究会が毎年開催されている。

#### ウ 問題点とその解決

特別調整を実施する上でしばしば問題となるのは、特別調整対象者となり得るのに、本人が希望しないか、個人情報提供の同意が得られない場合である。本人が希望しない以上、福祉的サービスを強制的に受けさせる訳には行かないであろうし<sup>74)</sup>、無理強いしても福祉的サービスの提供先から逃げ出されることになるだろう。だが、特別調整辞退者の刑事施設への再入所率は高いのである<sup>75)</sup>。

また、特別調整の制度ができてから十数年経過し、刑事施設を釈放される際にこの制度を2度、3度と利用する者が少なくない。このような場合、帰住先の確保が段々と難しくなり、調整を行う地域定着生活支援センターの職員にも徒労感が漂う場合がある。

この解決策として、前述した一般改善指導の1つである社会復帰支援プログラムを受講させることにより、特別調整への、また、特別調整を受けた際の釈放後の生活の仕方について、理解を深めさせる必要がある。

また、刑事施設収容中に、福祉的支援を実際に体験させる制度、また、地域移行支援対象者とする制度も設けられている。

#### (4) 新たな取組

平成28年12月、議員立法により、再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行された。同法では、再犯防止等に関する施策に関する基本理念、基本事項、国と地方公共団体の再犯防止に関する責務と相互の連携、民間団体等と

---

74) 川出他・前掲(注21)256頁。

75) 法務総合研究所・前掲(注72)195頁。

の緊密な連携協力の確保に努めるべきこと等について、定めている。平成 29 年 12 月、同法に基づき、政府は、再犯防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30 年度からの 5 年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」を閣議決定した。この再犯防止推進計画は、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進、刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施など 5 つの基本方針の下、①就労・住居の確保等、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等、③学校等と連携した修学支援の実施等、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等、⑥地方公共団体との連携強化等、⑦関係機関の人的・物的体制の整備等、という 7 つの重点課題について、115 の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。

さらに、令和元年 12 月、犯罪対策閣僚会議において、①満期釈放者対策の充実強化、として、令和 4 年度までに満期釈放者の 2 年以内再入者数を 2 割以上減少させる。具体的には、平成 25 年から 29 年まで直近 5 年間の満期釈放者の 2 年以内再入者数平均は 2,726 人であることから、2,000 人以下にする、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者の活動の促進、をより重点的に取り組むべき課題として設定した、「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定された。

法務省矯正局では、これらを受けて、改善指導の改良、就労支援、特別調整等の社会復帰支援の一層の充実を図っている。

その中の 1 つに、農福連携がある。農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みである。障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般的な就労をすることが難しい者への対応が課題となっているところ、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的解決の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進することが考え

られている<sup>76)</sup>。

また、満期釈放者対策として、令和元年10月から、満期釈放が見込まれ、帰宅先が確保されていない受刑者について、刑事施設と保護観察所が連携し、刑事施設在所中から更生保護施設等への受け入れを事前調整する「四国ポータルプラン」が試行されている<sup>77)</sup>。

さらに、中間処遇も試行されている<sup>78)</sup>。

刑事施設は、都道府県・市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等に協力している。就労支援、特別調整等釈放者支援を行って分かったことは、釈放者を受け入れるのは地域社会なのであり、地方自治体の理解と協力なくして、釈放者支援は進まないということなのである<sup>79)</sup>。

## 4 まとめと展望

ここまで、現在、刑事施設において行われている矯正処遇及び釈放に向けた受刑者支援について、記してきた。改正されなかった監獄法の印象が強いが、刑事施設は、監獄法改正の前後を問わず、社会の変化と科学的知見の進化とともに、処遇の有り様を変えてきた。総務庁勧告や行刑改革会議など外からの指摘を受け入れてきた。刑事収容施設法により手段が整い、社会との連携が可能となると、矯正処遇の充実を図り、釈放者支援にも目を向けるようになった。

平成24年、「再犯防止に向けた総合対策」において、出所後2年以内再入率

---

76) 山本宏一「再犯防止推進計画について」刑政129巻5号(2018)18頁以下、小島まな美「矯正と農福連携」刑政131巻6号(2020)30頁以下。

77) 愛媛県『愛媛県再犯防止推進計画』(2020)26頁。

78) 法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第3分科会第5回会議議事録29頁。中間処遇の必要を訴える実務家は多い。例えば、富山聡「施設内処遇と社会内処遇の連携」『日本行刑の展開』(1993)290頁、手塚文哉『再犯防止を目指す刑務所の挑戦』(2020)139頁。

79) 宮澤浩一「行刑思想の発展と動揺」『現代刑罰法大系7 犯罪者の社会復帰』(1982)22頁以下では、犯罪者、ことに「累犯者」の社会復帰を実現するためには、復帰する社会の協力と理解が必要である、とする。慧眼というほかない。

20%以上減少という目標が示されると、目標達成のため、改善指導の改良、新規プログラムの開発と実施、就労支援、特別調整の充実など対象者の特性に応じたより細かい指導と支援を展開してきた。満期釈放者に対する支援など従来考えられないことも行うようになった。これまで支援の対象外であった者を支援することの効果は大きい。刑事施設は、実利的に活動しているのである。

再犯防止に向けた総合対策、再犯防止推進計画加速化プランに続く、新たな政策による目標が示されれば、当然、その目標達成のため、具体的な方策を考え、また、従来の方法を改善し、充実させていくことになるだろう。

そのために導入を検討すべき方法について、最後に記したい。それは、特に薬物の自己使用犯罪者を主眼とした、社会内処遇の拡大と新たな形での施設内処遇の実施である。

令和 2 年度版犯罪白書によると、令和元年の刑事施設への入所受刑者 1 万 7,464 人のうち、覚醒剤取締法違反の入所受刑者は 4,378 人、25.1%を占めており、その大部分の自己使用及び他の薬物の自己使用による刑事施設入所者への対処は、刑事施設に及ぼす影響の大きい、検討すべき課題である。

具体的には、覚醒剤取締法違反など薬物の自己使用犯罪者について、保護観察付刑の全部執行猶予判決の前に受け猶予中であっても、再度、刑の全部執行猶予判決を受けることを可能とし<sup>80)</sup>、社会内処遇を拡大するとともに、週末拘禁、休日拘禁、在宅のままその行動の自由を制限し、事前に許可された行動を除いて、自宅から外出することが一切禁止される在宅拘禁、週末と夜間のみ刑事施設に拘禁し、平日の日中は職場に通う外部通勤等を導入し、より社会とのつながりを切断しない形での施設内処遇を行ってはどうか、と考える<sup>81)</sup>。同書において犯行時の就労状況について見ると、入所受刑者総数における有職率は男性 33.2%、女性 18.3%であるのに対し、覚醒剤取締法違反の入所受刑者で

---

80) 太田達也「刑事手続きと薬物依存処遇の連携の在り方」刑法雑誌 59 卷 3 号 (2020) 449 頁。

81) 浜井浩一『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦』(2013) 26 頁以下では、イタリアのパラエティに富んだ拘禁型態を紹介している。

は、男性 42.4%、女性 18.7%と、特に男性の有職率が高い。他の薬物の自己使用犯罪者も多分、同様の傾向にあるものと思われる。刑事施設において、再犯防止に有効として就労支援の充実に取り組んでいるが、就労が重要なのであれば、刑事施設への収容によって仕事を失わせるのではなく、刑事施設への収容を可能な限り止めてはどうか<sup>82)</sup>。執行猶予には限度があり、いつか施設内処遇とせざるを得ないが、よりソフトな、社会内処遇に近い施設内処遇を設け、まずはソフトな施設内処遇を科してはどうか。

刑事施設への収容には、その地域の薬物事犯者のネットワークから自己使用犯罪者を切り離すという機能もあるが、釈放後、ほとんどの者は元々いた地域に戻る。そして、就労は再犯防止上、重要なのである。

薬物犯罪者を「犯罪者」として捉え、刑事司法機関内で厳格に対応することにその主眼を置く「犯罪者モデル」と、薬物犯罪者を薬物犯罪の依存性・常習性という特殊な性格に鑑みて「病人」と捉え、薬物犯罪者を刑事司法制度からダイバートさせ、刑事司法機関の枠を超えた多機関連携によるより専門的な施策を展開し、薬物犯罪者の再犯の危険性の除去を効果的に行う必要性のあることを強調する「病人モデル」があるという<sup>83)</sup>。犯罪者モデルをベースに病人モデルを組み合わせたというのが当面の方針のようであるが<sup>84)</sup>、犯罪者モデルに立脚しつつ、もう少し社会内処遇の範囲を広げ、より社会内処遇に近い施設内処遇を用意して、犯罪者モデルの充実を図るのはどうだろうか。薬物犯罪に対しては治療が必要だという国民の理解は徐々に進んでおり、より制限的ではない犯罪者モデルの導入も理解されるように思われるのである。令和 2 年 10 月、法制審議会は、再度の刑の全部執行猶予の拡充を答申している。社会内処遇の

---

82) 大谷・前掲(注 23)235 頁以下。

83) 藤本哲也「薬物犯罪対策としてのドラッグ・コートと治療共同体」比較法雑誌 45 巻 3 号 (2011) 37 頁以下。また、同「諸外国における薬物犯罪者の処遇モデル」法学新報 118 巻 7・8 号 (2011) 60 頁以下。

84) 法務総合研究所研究部報告 62『薬物事犯者に関する研究』(2020) 167 頁、令和 2 年版犯罪白書 431 頁以下。

範囲<sup>85)</sup> や施設内処遇の在り方<sup>86)</sup> は、今後、さらに検討されるべきだろう。

木村先生はその著書『財産犯論の研究』において、法解釈は社会の状況とは無縁ではないことを示された、と私は理解している。刑事政策は法解釈以上に社会の状況に対応するものでなければならない。刑事施設の、そして施設内処遇と社会内処遇の在り方は、社会の状況と、政策の受け手であり決定者である国民の理解に係っている。

---

85) 須々木圭一「刑事政策の主体と客体」団藤重光他編『刑事政策の現代的課題』(1977) 25 頁以下は、社会内処遇の範囲を広げる際には、社会への説明が必要だとする。また、柳本・前掲(注 29)154 頁。

86) 太田達也『刑の一部執行猶予』(2014) 169 頁は、自由刑が未来永劫に亘って現在のままでなければならないほど現在の制度は理想的ではない、という。

